「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和8年４月

＜問い合わせ先＞
国土交通省航空局安全部安全政策課
TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省では、「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」等の一部改正案に関する意見募集を令和８年３月６日から令和8年４月５日まで実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行いました。

その結果、本件に対して2件のご意見が寄せられました。

ご意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」の一部改正（案）に対するご意見と国土交通省の考え方

	ご意見	国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	本改正案は、韓国・務安空港で発生した済州航空事故を踏まえ、本邦航空運送事業者が使用する一定の大型飛行機について、操縦室用音声記録装置（CVR）に代替電源を装備することを義務付けるものと理解します。この方向性自体には賛成です。航空事故の原因究明と再発防止において、最後まで記録を残すことは極めて重要であり、CVRの電源喪失対策は本来、例外的対応ではなく安全確保の基本として位置付けられるべきです。 しかしながら、本改正案は、海外事故を受けて最低限の装備追加を行うにとどまっており、日本の航空安全を主体的に引き上げる姿勢としては不十分です。日本の航空安全基準は、国外で重大事故が起きた後に追随的に見直すのではなく、国内の公共交通を守る観点から、先回りして独自に厳格化されるべきです。安全は国際標準への受動的適合や事業者の運用都合によって決めるべきものではなく、国家として自前で守るべき基盤です。 特に懸念するのは、現に運航中の大型飛行機について、代替電源装備に2年間の猶予が設けられている点です。事故調査に必要な記録の欠落が重大な問題として認識されたのであれば、既存機への対応を長期間先送りすることは、安全対策として整合的とは言い難いと考えます。また、改正案では、他の方法により同等の安全性が確保される場合には別の方法を認める余地も残されていますが、このような柔軟運用が広く認められれば、結果として安全基準がコストや機材事情に引きずられて緩むおそれがあります。 このため、本改正案を実施するのであれば、単に装備義務を追加するだけでなく、少なくとも、既存機に対する猶予期間の短縮又は対象限定、代替電源の実効性確認方法の厳格化、「同等の安全性」による例外承認の基準明確化、事故原因究明に必要な記録保持を最優先とする運用方針の明示、を行うべきです。日本の航空安全は、外国で起きた事故に反応して最低限の修正を重ねるのではなく、国内の乗客の生命を守る立場から、より厳格で独立した基準へ転換すべきです。	ご意見ありがとうございます。 今回の改正は済州航空事故を踏まえた対応となります。 2年間の猶予につきましては、既存機への対応を先送りするものではなく、航空機産業のサプライチェーン問題により改修に時間を要するためやむを得ず設けるものであり、対象となる事業者には可能な限り早期の対応を求めて参ります。 また、同等の安全性が確保される場合には他の方法によることができる規定を設けているものの、同等の安全性の確保が必要であり、運用の柔軟化を企図したものではありません。 ご指摘いただきました安全対策に係る独自の厳格な基準等につきましては、国際標準や諸外国の制度も踏まえ、慎重な対応が必要と考えますが、ご指摘の点も参考にしつつ引き続き対応して参ります。	無

2	① 5-3-7項「携帯用消火器のうち少なくとも2個は、ハロン1211又はそれと同等なものを消火剤とするものでなければならない。」の明確化について 【概要】 1-1項の改正により、A320型機（貨物専用機）が新たに適用対象となります。同機では携帯用消火器を1個装備していますが、14 CFR Part 121.309(c)(7)項では旅客を運送する飛行機における携帯用消火器2個の装備要件が定められているため、以下の変更を要望します。 【要望事項】 5-3-7項に対応する内容を定めている14 CFR Part 121.309の(c)(7)項では、「At least two of the required hand fire extinguisher installed in passenger-carrying airplanes must（以下略）」とされており、携帯用消火器の装備用要件は「旅客を運送する飛行機」に適用されることと なっております。 ついては、5-3-7項について、「携帯用消火器のうち少なくとも1個（旅客を運送する飛行機にあっては2個）は、ハロン1211又はそれと同等なものを消火剤とするものでなければならない。」という内容を含む記述に変更し、適用対象の明確化を要望します。 ②附則2 サーキュラー改正に伴う対応の猶予期間について 【概要】 「本サーキュラーの適用の際現に航空運送事業の用に供されている大型飛行機については、本サーキュラー適用の日から二年間は、改正後の9-1に規定する代替電源の装備を猶予する。」との記述がありますが、サーキュラー改正に伴い新たに大型飛行機に分類されるA320型機（貨物専用機）では、弊社の整備要目の新設及びマニュアル改定（脱出用の斧等）を行う必要があります。 【要望事項】 附則2では、代替電源の装備に関する9-1項のみが適用が猶予されることとなっておりますが、A320型機（貨物専用機）における整備要目の設定やマニュアル改定は適用が猶予されないように解釈されます。 ついては、改正案の9-1項以外の事項についても、一定の適用猶予期間(6か月程度)を設けることを要望します。	①ご意見及び参考にしている米国の規定を踏まえ、修正いたします。 ②ご要望いただいた猶予期間につきましては、本通達の要件への適合に必要な期間と考えるため、改正に伴い新たに大型飛行機の対象となる飛行機については6ヶ月間の猶予期間を設けます。	有